

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1
（海外投融資）（QCBS—ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1
(海外投融資) (QCBS—ランプサム型)

調達管理番号：25a00141

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 8 月 6 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1（海外投融資）（QCBS—ランプサム型）

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 10 月 ～ 2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 30% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 10% を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定²

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２５年度末（２０２６年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

評価部事業評価第一課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年８月１２日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年８月１８日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年８月２１日 まで
４	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	２０２５年８月２９日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の２営業日前まで
７	見積書の開封	２０２５年９月１２日 １０時
８	評価結果の通知日	見積書開封日時から１営業日まで
９	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については、本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能な回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3) 4の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、

選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、下記の【表 1】を参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、8 月 22 日（金）12 時までに、評価部宛（jicaev@jica. go. jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第 2 版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014 年 12 月）を参照ください

期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】

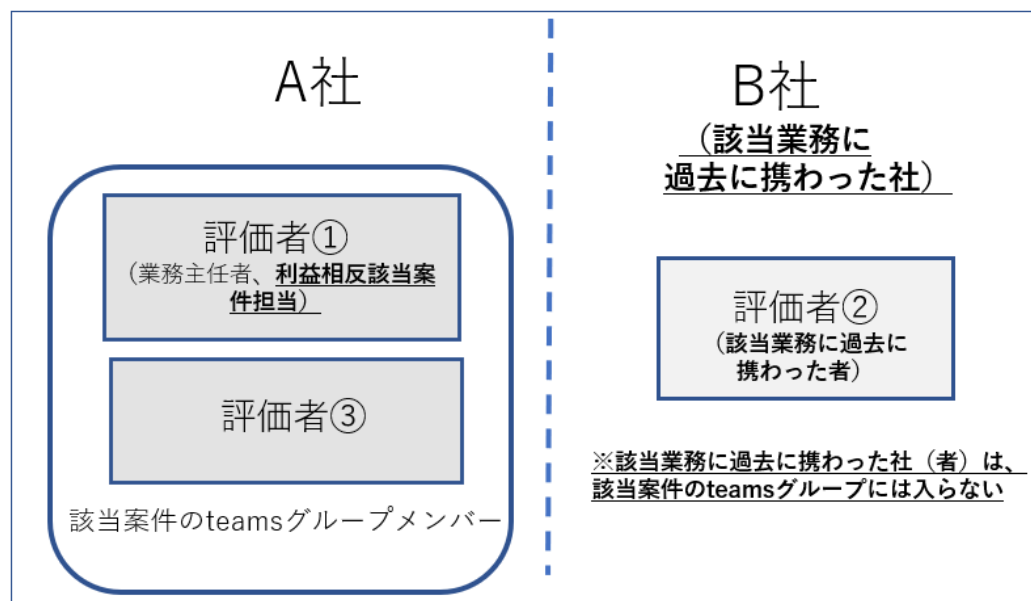
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご注意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

プロポーザルを提出する場合、本申告書を必ず添付し提出して下さい。

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 構成員が 1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意
します。

署名欄

日付 ○年○月○日

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルおよび契約交渉の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準、脚注4
2	現地調査補助員の傭上方法	第3（5）ローカルリソースの活用、脚注10

	や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	
3	ヒアリング対象者の選定方法について	第3条（9） インド 女性金融包摂支援事業、脚注13-15 ブラジル 中小零細事業者金融アクセス改善事業、脚注20 カザフスタン 中小零細事業者支援事業、脚注26 モルディブ 観光セクター支援事業、脚注32 ブラジル 分散型太陽光発電システム導入事業、脚注38
4	有効性・インパクト検証のための補完指標について	第3条（9） インド 女性金融包摂支援事業、脚注17 ブラジル 中小零細事業者金融アクセス改善事業、脚注23 カザフスタン 中小零細事業者支援事業、脚注28 モルディブ 観光セクター支援事業、脚注34 ブラジル 分散型太陽光発電システム導入事業、脚注42

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR 再計算	その他
1	インド	海投	女性金融包摂支援事業	—	定性調査	—	※5
2	ブラジル	海投	中小零細事業者金融アクセス改善事業	—	—	—	—

3	カザフスタン	海投	中小零細事業者支援事業	—	—	—	—
4	モルディブ	海投	観光セクター支援事業	—	—	—	—
5	ブラジル	海投	分散型太陽光発電システム導入事業	—	—	—	—
6	ブラジル	海投	持続可能な林産業支援事業	—	—	—	—

(注) 該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語

※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果と

なる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

- ア) 外部事後評価レファレンス⁵（2025年度版）
- イ) JICA 事業評価ガイドライン⁶ 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁷ (Ver. 2.0)

(イ) その他

- ☒ 環境社会配慮ガイドライン⁸
- ☒ 事業事前評価表⁹（事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。）
- ☒ 既存事業・調査の報告書等（案件名またはキーワードで検索）

⁴ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁸ <https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html> にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

⁹ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2025
- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）
- ☒ 【ひな型】対外公表用要旨_海外投融資（和英）_2025
- ☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力（英）_2025
- ☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力（和）_2025
- ☒ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_海外投融資_2025

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力事業にかかる資料

- インド「女性金融包摂支援事業」審査調書（抜粋版）、補足資料（本事業の資金フローとヒアリング想定対象範囲）
- ブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」審査調書（抜粋版）
- カザフスタン「中小零細事業者支援事業」審査調書（抜粋版）
- モルディブ「観光セクター支援事業」審査調書（抜粋版）
- ブラジル「分散型太陽光発電システム導入事業」審査調書（抜粋版）
- ブラジル「持続可能な林産業支援事業」審査調書（抜粋版）

(ウ) 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹⁰を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

¹⁰ 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費（一般業務費）での現地調査補助員の傭上を想定している。現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を傭上することが望ましい。

（６）評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～30 営業日）
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～40 営業日）

（７）発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

（８）現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① インド 女性金融包摂支援事業

本事業は、インドにおいて Northern Arc Capital Limited 社（NAC）が実施するマイクロファイナンス事業等を通じて、エンドユーザーに対し融資されることによ

り¹¹、同国の女性の金融アクセスを改善し、もって同国のジェンダー格差の是正及び持続的な経済成長に寄与することを目指す一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：インド全土

イ) 実施機関（融資先）：NAC（タミル・ナド州チェンナイ）

ウ) 現地渡航及び安全配慮¹²

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、NAC 社の本社（チェンナイ）、NAC より融資を受けたノンバンク金融機関（Non-Banking Financial Company：NBFC ※Micro Finance 専業の NBFC である通称 NBFC-MFI を含む）を 4 社程度（うち 2 社は女性向け金融サービスを提供する NBFC-MFI）を踏査して情報収集をする。¹³
- NAC より直接融資を受けた中小企業（MSME）、零細企業（Micro Enterprise）、また NAC より融資を受けた NBFC（NBFC-MFI 含む）から融資を受けた中小企業（MSME）、あるいは住宅ローン等を実施する NBFC について、合計 15 社程度、また NAC より直接融資を受けた Consumer Loan の顧客に対し 3 件程度、業務従事者と現地調査補助員（または現地調査補助員単独）による踏査または質問票等を通じたオンラインによるヒアリングを行う。¹⁴
- 本事後評価では、NAC を通じてマイクロファイナンスによる女性向け無担保融資を受けた個人（NAC より直接融資を受けた個人、および NAC より融資を受けた NBFC より融資を受けた個人を含む、合計 40 件程度）に対し、業務従事者と現地調査補助員（または現地調査補助員単独）による対面または質問票等を通じたオンラインインタビューによる定性調査および詳細分析を行う。¹⁵詳細は第 4 条（5）定性調査／定量調査、（6）詳細分析内に記載のとおり。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。¹⁶

¹¹ 本事業は、2x challenge の適格基準（2021 年 6 月）を踏まえ、NSC の直接金融（Direct to Customer Lending）および間接金融（Intermediate Retail Credit Solution）事業を通じて、エンドユーザーへ転嫁される。NAC を通じた資金フローとヒアリング想定については第 3 条 2.（4）参考資料（イ）「有償資金協力事業にかかる資料」を参照のこと。

¹² 現地調査は運用効果指標に関するデータが取得可能となる 2026 年 7 月～9 月頃の実施を想定する。ただし、実際の渡航は借入人と協議の上決定するものとする。借入人が許可する限りは 2026 年 7 月よりも早い渡航を許可する。

¹³ 調査開始後に借入人から融資先リストを入手し、ヒアリング先を選定する。ヒアリング対象の選定方法について、その選定基準を提案すること。なお業務従事者による訪問先は、JICA 国別対策措置より、措置なしまたは注意喚起エリアを選定すること。NAC を通じた資金フローとヒアリング想定については第 3 条 2.（4）参考資料（イ）「有償資金協力事業にかかる資料」を参照のこと。

¹⁴ 脚注 13 に同じ。

¹⁵ 脚注 13 に同じ。

¹⁶ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

(イ)評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力量針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト¹⁷

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：①NAC が支援する女性顧客数、②転貸先 NBFC の女性顧客数、③転貸先 NBFC の女性顧客向け融資残高 の変化

➤ 事前評価表に記載された定性的効果：女性の金融アクセス改善

ウ) 持続性

☒ 持続性については、NAC 社の経営方針、組織・体制面、財政状況等、既定の確認事項について調査し、女性向け金融サービスを提供する NBFC 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されてい

¹⁷ 事前評価表に記載されている運用効果指標以外に本事業の有効性・インパクトを検証するための補完指標（特に開発効果を測る指標）があれば、調査項目として提案すること。

る。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- インド向け円借款「中小零細企業・省エネ支援 事業」（一部本案件と同じスリーステップローンを含む）の事後評価結果において、各地域に根付いた金融機関を通すことで、実施機関単体で事業を実施するよりも広いネットワークを活用した効率的かつ効果的な融資の実施につながった可能性があるとの教訓を得ている。本事業では、NAC が各地域に根付いた金融機関を取引先として選定する際に、ポートフォリオ、個別取引先レベルで十分な審査能力・リスク管理能力を有することを確認していたかどうか確認する。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として女性が想定される。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、受益者への効果の発現状況を確認することとし、その中で具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査を含める。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含める。

② ブラジル 中小零細事業者金融アクセス改善事業

本事業は、ブラジル全土において Banco BTG Pactual S.A.（以下、BTG Pactual）への長期融資を行うことにより、同国における中小零細事業者（以下、MSMEs）の金融アクセスを改善し、もって持続的な経済成長、地域格差是正および女性の経済的エンパワーメント促進に寄与する一般型バンクローンである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：ブラジル全土

イ) 実施機関（融資先）：BTG Pactual

ウ) 現地渡航及び安全配慮¹⁸

- 業務従事者は現地調査補助員とともに BTG Pactual のサンパウロオフィスを訪

¹⁸ COP30 が開催される 2025 年 11 月前後、年末年始休暇やカーニバル等での長期休暇が増える 12 月中旬～2 月中の渡航は避け、3 月以降を想定。

問し、ヒアリングを行い情報収集する。

- BTG Pactual から融資先企業リスト¹⁹を入手し、融資を受けた一部の企業（10社程度）²⁰へ、対面もしくはオンライン・電話等遠隔でヒアリングを行う。対面の場合、現地踏査先はサンパウロ市近郊及び同社が北東部に拠点を有するレシフェ市近郊を想定する。対面による訪問は現地調査補助員のみによる実施を可とする。
- BTG Pactual の融資比率は、①北部・北東部地域（35%）および②2x チャレンジ水準を上回る女性 MSME²¹（30%）。ヒアリング対象先は分野のバランスを加味して選定する。
- 業務従事者による現地渡航は1回とする²²。

（イ）評価6項目の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力量針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。
- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ）有効性・インパクト²³

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。
 - 事前評価表に記載された運用効果指標：JICA 貸付実行による MSME 融資の借入人増加数（件）、JICA 貸付実行による北部・北東部 MSME 融資の借入人増加数（件）、JICA 貸付実行による 2x チャレンジ水準を上回る MSME 融資の借入人増加数（件）および MSME 向け融資残高（百万リアル）を測

¹⁹ リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定している。

²⁰ ヒアリング対象企業の選定方法について、その選定基準をプロポーザルにて提案すること。

²¹ 次の要件のうち1つ以上を満たす。(1)女性が51%以上のオーナーシップを有している、または女性によって設立されている、(2)女性が上級職(Senior Manager)のうち最低でも30%を占める、または女性が経営陣のうち最低でも30%以上を占める、(3)女性が労働者の30~50%(業種によって異なる)を占め、当該企業が女性の質の高い雇用(女性の賃金格差等)に向けた障害に取り組む方針やプログラムを講じている、(4)当該企業が提供する製品やサービスが、主に女性に裨益するものである。

²² 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²³ 事前評価表に記載されている運用効果指標以外に本事業の有効性・インパクトを検証するための補完指標（特に開発効果を測る指標）があれば、調査項目として提案すること。

定する。

- 事前評価表に記載された定性的効果：MSME の雇用維持や創出、北部・北東部とその他地域の地域格差是正、ジェンダー不平等の緩和。

ウ) 持続性

- ☒ 持続性については、BTG Pactual の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、対象 MSME 向けの融資の継続可能性を確認する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
 - 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
 - 過去の類似案件の教訓から、最終借入人から JICA 融資先への融資返済率を高め、堅調な JICA 融資先の融資実績につなげるためには、JICA 融資先及び仲介融資機関の融資実施体制や非金融支援メニューを把握することが重要であると明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として中小零細事業者が想定される。その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ カザフスタン 中小零細事業者支援事業

本事業は、カザフスタン全土において Joint-Stock Company «Microfinance Organization»(KMF)（以下、KMF）が展開する融資事業への支援を行うことにより、同国における女性事業者を含む 中小零細事業者（以下、MSMEs）の金融アクセスの改善を図り、もって同国の MSMEs の振興及び持続的な経済成長に寄与する一般型バンクローンである。

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：カザフスタン全土

イ）実施機関（融資先）： KMF（アルマティ）

ウ）現地渡航及び安全配慮²⁴

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である KMF（アルマティ）を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、本事業の融資先事業者（MSMEs）²⁵のうち 10 社程度を訪問し、インタビューを通じた情報収集をする。²⁶
- 業務従事者による現地渡航は1回とする²⁷。

（イ）評価6項目の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

²⁴ 本事業の効果が発現する時期は2026年4月頃を見込んでいるため、現地調査は2026年5月～9月頃に実施することを想定している。

²⁵ 本事業の融資先 MSMEs のリストは KMF から入手することを想定している。

²⁶ 訪問先 MSMEs の選定方法について、その選定基準をプロポーザルにて提案すること。

²⁷ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

イ) 有効性・インパクト²⁸

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標：①MSMEs 向け融資残高（百万テンゲ）、②MSMEs 借入企業数、③JICA 融資金を原資とする 2X チャレンジ水準を上回る MSMEs に対する借入人の融資実行額。
 - 事前評価表に記載された定性的効果指標：①MSMEs の金融アクセス改善、②MSMEs 振興及び雇用維持・拡大。

ウ) 持続性

- ☒ 持続性については、KMF の経営方針、組織・体制面、財務状況等、既定の確認事項について調査し、カザフスタンにおける MSMEs 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版）」適用
- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去のエジプト・アラブ共和国向け円借款「零細企業支援事業」では、案件形成時における融資実施体制の把握に係る教訓が得られた。本事業では KMF の融資実施体制（審査・リスク管理・案件管理能力など）について、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目

²⁸ 事前評価表に記載されている運用効果指標以外に本事業の有効性・インパクトを検証するための補完指標（特に開発効果を測る指標）があれば、調査項目として提案すること。

指した案件であり、最終受益者として中小零細事業者が想定される。その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ モルディブ 観光セクター支援事業

本事業は、Bank of Maldives（以下、BML 社）に対する長期資金供給を行うことにより、中小零細事業者（以下、MSME）や女性事業者を含む観光セクター関連事業者の金融アクセスの改善を図り、もって同国の持続的な経済成長に寄与することを目指す一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：モルディブ全土

イ) 実施機関（融資先）：BML 社（本社マレ）

ウ) 現地渡航及び安全配慮²⁹

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、本社およびガン空港近郊の 1 支店³⁰を踏査して情報収集をする。残りの支店については、実施機関から情報収集を行う。
- BML 社の本店・支店から顧客リストを入手する等し、観光セクター事業者のうち MSME と女性事業者（合わせて 5 事業者程度³¹）へ対面もしくはオンライン・電話等遠隔でヒアリングを行う。³²
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする³³。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

²⁹ 資金供給後の実績を確認するため、現地調査は 2026 年 5 月以降に実施すること。

³⁰ ガン空港近郊の踏査先は、ビジネスセンターの機能がある Hithadhoo 支店とする。

³¹ ヒアリング先のうち 1 事業者は、Veligandu 島にある事業者への踏査を含むことを想定する。

³² インタビュー先となる事業者の選定方法および調査方法については、プロポーザルにて提案すること。

³³ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

- 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

イ）有効性・インパクト³⁴

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①観光セクター事業者向け融資残高（百万ルフィア）、②MSME 向け新規融資件数（件/年）、③女性事業者向け融資比率（％）の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果指標：観光セクター（特に MSME 及び女性事業者）の金融アクセス改善、観光セクターの発展及び雇用維持・創出

ウ）持続性

☒ 持続性については、BML 社の経営方針、組織・体制面、財務状況等、規定の確認事項について調査し、MSME や女性事業者を含む観光セクター関連事業者への融資継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

³⁴ 事前評価表に記載されている運用効果指標以外に本事業の有効性・インパクトを検証するための補完指標（特に開発効果を測る指標）があれば、調査項目として提案すること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去のエジプト・アラブ共和国向け円借款「零細企業支援事業」では、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成には、JICA の資金協力の対象となる仲介金融機関が、①融資業務経験が豊富であること、②国内に分散する顧客の信用を把握するために多数の支店を有することが重要であるとの教訓を得ている。加えて、③通常の金融サービスに加え、マーケティング、会計管理、資産運用等の非金融サービスに対する支援を組み合わせていることが、事業効果の拡大に寄与すると考えられるとの教訓も得ている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として広く観光セクター関連事業者が想定されるが、その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添 7）「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ ブラジル 分散型太陽光発電システム導入事業

本事業は、ブラジル全土において Sistema de Credito Cooperativo Sicredi（以下、「Sicredi システム」という。）が展開する融資事業（Solar Energy Financing（以下、「SEF」という。））への支援を通じ、分散型太陽光発電システムの普及拡大を図り、もって同国のエネルギー供給の安定化及び気候変動の影響緩和に寄与することを目指す一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：ブラジル全土

イ) 実施機関（融資先）：Banco Cooperativo Sicredi S.A.（Sicredi 銀行）³⁵
（リオグランデ・ド・スル州ポルト・アレグレ市）

ウ) 現地渡航及び安全配慮³⁶

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である Sicredi 銀行（リオグランデ・ド・スル州ポルト・アレグレ市）を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 本事業の融資は、Sicredi 銀行から Sicredi システムに加盟する信用組合（以下、「加盟信用組合」という。）に転貸され、加盟信用組合から組合員である個人・法人（商店・工場等）に対して融資されていた。Sicredi 銀行から融資先である加盟信用組合リスト³⁷を入手し、一部の加盟信用組合（10 組合程度）³⁸へ対面もしくはオンライン・電話等遠隔でヒアリングを行う。なお、対面による現地踏査先は、リオ・グランデ・スル州ポルト・アレグレ市近郊およびパラナ州クリチバ市近郊³⁹を想定する。なお、パラナ州クリチバ市は現地調査補助員による単独インタビューを可とする。
- 加盟信用組合の組合員である個人・法人⁴⁰については、Sicredi 銀行を通じた質問票によるヒアリングを行う（個人・法人合わせて計 5 組合員程度）。ヒアリング対象は地域のバランスを加味して選定する。
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする⁴¹。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実

³⁵ Sicredi システムの中で資金調達を担う組織。

³⁶ COP30 が開催される 2025 年 11 月前後、年末年始休暇やカーニバル等での長期休暇が増える 12 月中旬～2 月中の渡航は避け、3 月以降を想定。

³⁷ リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定している。

³⁸ ヒアリング対象信用組合の選定方法について、その選定基準をプロポーザルにて提案すること。

³⁹ Sicredi システムが展開する SEF を通じた貸付件数の 7 割を南部 3 州（リオグランデ・ド・スル州、パラナ州、サンタカタリナ州）が占めている。中でも、リオグランデ・ド・スル州とパラナ州に所属する加盟信用組合数が多い。

⁴⁰ 組合員（個人・法人）の情報については調査開始後に借入人から入手することを想定している。

⁴¹ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト⁴²

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標：①Solar Energy Financing によって導入された累計発電設備容量（MW）、②Solar Energy Financing 累計貸付実行額（百万リアル）、③Solar Energy Financing 累計承諾件数の変化
 - 事前評価表に記載された定性的効果指標：エネルギー供給の安定化及び気候変動の影響緩和

ウ) 持続性

- ☒ 持続性については、Sicredi 銀行の経営方針、組織・体制面、財務状況等、既定の確認事項について調査し、分散型太陽光発電システムの機器購入向け融資の継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去のインド「新・再生可能エネルギー支援事業（円借款・ツーステップローン）」では、案件形成準備調査の段階において、JICA が実施機関のモニタリング体制・能力を分析し、必要に応じてモニタリング体制を強化するための支援等を行うことが望ましいとの教訓が抽出されている。本事業では、審査時に確認した融資先のモニタリング体制が維持されていたかについて確認する。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として加盟信用組合から分散型太陽光発電システムの導入を

⁴² 事前評価表に記載されている運用効果指標以外に本事業の有効性・インパクトを検証するための補完指標（特に開発効果を測る指標）があれば、調査項目として提案すること。

目的とした融資を受ける組合員である個人または法人が想定されるが、その中でも特に女性等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添 7）

「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

（カ）定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑥ ブラジル 持続可能な林産業支援事業

本事業は、ブラジルの大手パルプ・製紙事業会社である Klabin 社のパラナ州に所有する製紙パルプ工場の生産能力増強及び環境負荷軽減設備の導入支援を通じて、同国の持続可能な林産業の促進を目的とした事業型コーポレートファイナンスである。

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：パラナ州オルチゲイラ市

イ）実施機関（融資先）：Klabin 社（サンパウロ）

ウ）現地渡航及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関の本社および本事業で拡張工事を支援したパラナ州オルチゲイラ市の製紙・パルプ工場を踏査して情報収集をする。⁴³
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする⁴⁴。

（イ）評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

☒ 本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

⁴³ COP30 が開催される 2025 年 11 月前後、年末年始休暇やカーニバル等での長期休暇が増える 12 月中旬～2 月中の渡航は避け、3 月以降を想定。

⁴⁴ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。
- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。
 - 事前評価表に記載された定量的効果：①クラフト紙・パルプ製造能力量（トン／年）、②国際的な環境基準に準拠して管理・計画された植林由来の木材資料量（％）、③製造工程における生産量 1 トンあたりの CO2 排出量（CO2 kg/ton）、④再生可能エネルギー導入容量（MW）、⑤運営期間中の雇用増加人数（人）
 - 事前評価表に記載された定性的効果：世界的な気候変動の影響緩和

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
 - 対象施設は、PUMAⅡとして拡張整備された製紙事業に係る設備（クラフト紙の製造ライン）2 台及び関連施設（パルプ製造設備、バイオマス発電等環境負荷低減設備）

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
 - 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ A に分類され、大規模な工業開発セクターに該当するとされていた。本事業は、既存工場敷地内の拡張であるため、非自発的な用地取得・住民移転は発生せず、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺には該当しない想定であったが、工事中に、本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き沿って大気質、水質、廃棄物、騒音等緩和策及びモニタリング計画が検討されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされてい

るかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の砂糖工場建設事業（ミャンマー向け円借款）では、周辺農家が買取価格のより高い作物へ転作し、原料であるサトウキビの供給不足が発生し工場稼働率の低下を招いたため、事業の継続的な効果発現のためには、農産物価格の見通し、適切な工場ロケーション、農家の動向把握が重要であるとの教訓が得られている。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind : LNOB）の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くブラジル国民が想定されるが、受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（１） 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関（融資先・出資先）向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（２） 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。

- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る⁴⁵。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関（融資先・出資先）及び関係者に対する質問票（英語）を作成する。
- 質問票については、発注者から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（４） 評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（融資先・出資先）（必要に応じて対象国関係機関）および JICA 民間連携事業部・JICA 事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の JICA 事務所への報告を行う。

（５） 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

① インド「女性金融包摂支援事業」

（ア）目的： NAC を通じてマイクロファイナンスによる女性向け無担保融資を受けた個人（NAC より直接融資を受けた個人、および NAC より融資を受けた NBFC より融資を受けた個人を含む）に対し、定性的効果指標である「金融アクセスの改善」についてその変化の有無を確認する。確認の結果、事業のインパクトとして整理が可能である場合は、インパクトの「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・インパクトのサブレーティングに加味する。

⁴⁵ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

(イ)対象範囲：NAC を通じてマイクロファイナンスによる女性向け無担保融資を受けた個人（NAC より直接融資を受けた個人、および NAC より融資を受けた NBFC より融資を受けた個人を含む）、合計 40 件程度

(ウ)調査項目：

1. 金融アクセスが改善したことによる変化の確認にあたっては、融資を受ける前に個人が抱えていた課題と、融資の資金使途を確認の上、融資を受けたことにより課題が解決されたのか否か、確認する。
2. また、融資を受けたことが起因となり、現在に至るまでに発生したメリットあるいはデメリットがあるか否かを確認する。

(エ)留意事項：

1. 本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。
2. 調査対象者のリストは、契約後、借入人より受領する。リスト受領したのちに発注者と協議のうえ、選定する。

（６） 詳細分析

☒ 本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

① インド「女性金融包摂支援事業」

(ア)目的：「人々の幸福（Human Well-being）」（以下、ウェルビーイング）の視点を踏まえた詳細分析

- ウェルビーイングの分析は、計画時に設定した指標や目標値の達成度のみで事業を評価するのではなく、受益者の生活に与えた正負の影響を多面的に捉えることを目的とする。一般的に、ウェルビーイングは主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を包括的に捉える枠組みと考えられていることを踏まえ、発注者においては、各個別領域の充足度合いがウェルビーイングを規定し、それが主観的幸福度や生活満足度という形で表現されるという考え方を取ることとする。

(イ)対象範囲：NAC を通じてマイクロファイナンスによる女性向け無担保融資を受けた個人（NAC より直接融資を受けた個人、および NAC より融資を受けた NBFC より融資を受けた個人を含む）

(ウ)調査項目：

個別領域としては、以下のような項目と質問が一般例として挙げられる。

- (A) 所得・資産（世帯所得、保有資産、格差の有無）
- (B) 住居（住宅の有無、部屋数、屋根の素材、状態）
- (C) 健康（心の健康、体の健康）

- (D) 教育（読み書き、基礎的計算能力、修業年数）
- (E) 環境（自然環境からの悪影響、自然環境へのアクセス）
- (F) 社会的つながり（地域、家族との繋がり、自由意思の尊重）
- (G) 安全（犯罪、交通事故、災害、紛争・暴力）
- (H) ガバナンス（行政機関への信頼度、住民の意思決定参加、差別や排除）
- (I) 雇用・仕事（就労の有無、社会貢献している誇り・自信、やりがい）
- (J) 余暇（家族や友達と過ごす時間、休養が充分にとれているか）
- (K) 文化（母語の習得、文化的行動規範の尊重）

(エ)調査の流れ：

・作業の流れ⁴⁶は以下の通り。

- (A) まず評価方針案作成時に本事業のコンテキストを踏まえ、特に関連性が強いと考えられる領域について考察し、ウェルビーイング調査の方向性を提案する。
- (B) 次に上記「第4条 業務の内容(5)定性調査／定量調査」に記載の通り、第一次現地調査において、NAC を通じてマイクロファイナンスによる女性向け無担保融資を受けた個人（NAC より直接融資を受けた個人、および NAC より融資を受けた NBFC より融資を受けた個人を含む）、40 件程度に対し、定性調査を実施し、事業効果の達成状況や対象者が置かれた状況について理解を深める。
- (C) その上でウェルビーイングを構成する一般的な領域のうち、本事業で特に注目すべき領域や項目を特定し、事前事後比較表にて詳細な提案を行う。上記のリストはあくまで一般例であり、実際には全てを網羅的に質問するのは時間的制約の観点から困難であるため、第一次現地調査である程度現状を把握したうえで、質問項目の焦点を狭めるだけでなく、対象者やサイトについても定性調査より小規模な形で絞り込む（具体的には定性調査を実施した約 40 件の個人より、最大 15 件を想定）。
- (D) 事前事後評価表（案）の検討会において調査対象の選定方法や質問内容といった詳細を確定する。⁴⁷
- (E) 質問票の作成や現地の人々に伝わりやすい表現方法の調整等、事前の準備を行う。
- (F) 第二次現地調査期間中にウェルビーイング調査を実施する。
- (G) ウェルビーイング調査において、事業効果としては想定されていないも

⁴⁶ 作業の流れを踏まえ、重点的に確認した方が良いと考えられる質問項目と調査の方向について、現時点で参考資料から分かる範囲で評価者が提案するものとする。本詳細分析（ウェルビーイング）に要する業務量の目安として、現地調査補助員 8 人日分程度を想定する。

⁴⁷ 第一次現地調査の結果によって、ウェルビーイング調査を行わない可能性もある。そのため本調査に係る費目は定額計上とする。詳細は「第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項（4）定額計上について」を参照。

のの結果として発現した副次的効果、または事業効果発現の結果として生まれた更に長期的なインパクトについて分析し、比較表を更新する。レーティング変更の可能性がある場合、または重要な提言・教訓が導出される可能性がある場合は、必要に応じて評価部と協議の機会を設けるものとする。

(H) 最終的な考察結果について、報告書の「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・インパクトのサブレーティングに加味する。また、有用な学びがあった場合には提言・教訓を導出するものとする。手順や考え方の詳細は、事後評価レファレンス別添を参照のこと。

(7) IRR 再計算⁴⁸

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関（融資先・出資先）への説明（第 2 次現地調査）⁴⁹

- ① （8）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第 2 次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関（融資先・出資先）のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

➤ 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等

⁴⁸ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

⁴⁹ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関（融資先・出資先）への評価結果概要のフィードバック

- 上記（9）及び（10）を踏まえた評価結果概要について、実施機関（融資先・出資先）を含めた対象国関係機関、JICA 民間連携事業部 等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（11）及び（12）の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する⁵⁰。

(13) 評価報告書（案）の作成

- ① 上記（12）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（日本語）を取りまとめ、発注者の承諾を得る⁵¹。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案（英語）を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「報告書要旨（和文・英文）」も作成し、発注者の承諾を得る。
- ④ その後、全文版（英文）と公開版要旨（英文）について発注者が各案件の実施機関（融資先・出資先）からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付ける。
- ⑤ ④で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し⁵²、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

(15) ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

- 上記（6）を行うにあたり、ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。本文 2-3 ページ程度

⁵⁰ ブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」、カザフスタン「中小零細事業者支援事業」、モルディブ「観光セクター支援事業」、ブラジル「分散型太陽光発電システム導入事業」、ブラジル「持続可能な林産業支援事業」は現地渡航を1回とするため、（11）の業務はオンライン、（12）の業務はオンラインもしくは現地調査補助員による実施を想定。

⁵¹ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

⁵² 評価報告書（案）の最終化は（日本語・英語）のみとする。

でフォーマットは特に指定しない。内容には、調査実施中に気付いた点（調査で苦労した点、今後改善すべき点）を含むものとする。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・ 発注者指定の指定様式に従った内容 ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・ 原則として、各案件 20 頁以内 ・ 要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語	電子データ	

評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・ 発注者指定の様式 に従った内容 ・ 最終化までに、複 数回の評価部とのやり 取りと、発注者の 関係部のコメントへの 対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語	電子データ	
事前事後比較表 （案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・ （案）の提出後、 最終化までに、複数 回の評価部とのやり 取りあり
評価報告書（案）	第二次現地調査後 （成果品提出の 2.5～ 3 か月前）	日本語／ 英語	電子データ	要旨（要約版を作成 する場合は当該資 料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の 1 か月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー （案）	評価報告書（案） と同時期	日本語	電子データ	

（３）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R １部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料（ウェルビーイングに係る詳細分析のインタビュー議事録（第４条（６）を参照）、） ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
分析ペーパー	ウェルビーイングの視点を反映	インド「女性金融包摂支援事業」

	した事後評価の 改善に向けた提 言	
教訓シート		第4条（14）参照
収集データ・レーティング等 のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない⁵³。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵³ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託による
ことが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル 作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

- ① 対象国及び類似地域：インド、ブラジル、カザフスタン、モルディブ、その他の途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2025 年 10 月 ～ 2027 年 2 月

（２）業務量目途

- １）業務量の目途 約 12.94 人月（インドの HWB 調査（定額計上）分含む）
- ２）渡航回数の目途 延べ 7 回

インド「女性金融包摂支援事業」は 2 回渡航を想定しますが、他の 5 つの案件については、1 回の渡航を想定しています。なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（４）安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所、JICA キルギス事務所（カザフスタンフィールドオフィス）、JICA ブラジル事務所、JICA モルディブ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報⁵⁴

【インド】

- ・下記の行動規範を遵守すること。
- ・「インド国 JICA 安全対策マニュアル」に記載のある留意事項を遵守する。
- ・最新版の「JICA 海外安全対策ハンドブック」を熟読・遵守する。
- ・インドで使用可能な SIM カードを入手し、事務所関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及び各地域で選挙が行われる期間とその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。
- ・ゆとりのあるスケジュールを組むこと（特に陸路移動）。
- ・安全管理部長承認地域での活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。また、都市間及びサイト視察を行う際は日中のみの移動とし、夜間の移動は禁止する。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。インドでは出発ロビー入場前にもセキュリティチェックがあることから時間に余裕を持って空港に到着する必要があるが、出発ロビー入場後は速やかにチェックイン等諸手続きを済ませて制限区域内に入るよう努める。
- ・車両移動を行う際は後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。

⁵⁴ 各国の安全管理情報の詳細は、海外渡航管理システム（トコカン）の安全管理情報より確認すること。

- ・外国人が多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（空港、公的機関、治安当局施設、鉄道駅、宗教関連施設、欧米イスラエル関連施設、ショッピングセンター、市場など）では、滞在時間を最小限とする。
- ・デモや政治集会等には近づかない。
- ・夜間の外出は最小限に留める（特に女性の夜間の一人歩きは避ける）。
- ・旅行行程に変更が生じた場合は、必ず海外渡航管理システム上で渡航情報を変更するとともに、インド事務所安全管理アドレス宛（jicaid-security@jica.go.jp）に変更事項を連絡すること。

【ブラジル】

- ・渡航予定地域の治安状況が悪化し、JICA 関係者にリスクが及ぶと判断される場合、JICA 事務所が渡航の取り止めや旅程の変更を求める場合がある。
- ・外務省、在外公館（在サンパウロ日本国総領事館、在リオデジャネイロ日本国総領事館等、訪問地を管轄する在外公館）が発信する海外安全情報を確認するとともに渡航先を管轄する在外公館が作成した「安全対策の手引き」を熟読する。
- ・「行動規範」及び「ブラジル連邦共和国安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」を熟読し、安全対策を徹底する
- ・JICA 事務所の緊急連絡先を携帯する。

1) 行動規範（基本事項）

- ・JICA 事務所が判断する止むを得ない場合を除き、三ツ星クラス以上のホテルに滞在する。（Hostel（ホステル）、Pensão（ペンソン）等の安価な宿泊施設及び知人宅等ではない民泊（料金徴収型の個人のアパート、民家等）は不可）
- ・日の出前・日没後の徒歩での外出は控える。
- ・携帯電話は、必ず屋内で使用する。
- ・ファベラ（スラム街）への立ち入り禁止（ツアーを含む）。

2) 通信手段

- ・ブラジル国内で利用可能なスマートフォンを必ず持参し、通話アプリ WhatsApp をインストールしておく。
- ・ブラジル到着前にブラジル国内で対応可能なローミングサービスまたは eSIM を購入・設定しておき、ブラジル到着直後から携帯電話を常に通話・着信できる状態にする。

※ブラジル入国後の SIM カード購入は、納税者番号（CPF）が求められるため短期旅行者の場合は困難。またブラジルでは携帯電話のレンタルサービスはありません。

- ・ブラジル国内で使用可能な携帯電話でブラジル事務所の短期滞在者グループに加入し、ブラジル事務所からの緊急連絡および安否確認に対応できるようにする（契約後に周知）。
- ・ブラジル入出国時の連絡は不要とするが、フライトの遅延やキャンセルなどで当初スケジュールに大きく変更があった場合は安全担当に連絡すること。

3）移動手段

- ・移動は、タクシー現地事情に精通した信頼のおける人物が運転する車両、または宿泊先が提供する車両を利用して移動する。UBER はリオデジャネイロ州の一部地域を除き（詳細はリオデジャネイロ州の欄を参照）使用可とするが、地域の事情によっては使用を制限することもあり得る。
- ・ローカルバスの利用は、長期滞在者のみ、かつ任地において生活・業務上必須であり、安全に利用できる場合に限定して認める。（マナウス、レシフェについては、長期滞在者を含めバスの利用は禁止。）
- ・都市間移動の場合、深夜早朝（21:00-7:00）発着は避ける。止むを得ず発着が深夜早朝（21:00-7:00）になる場合、空港、駅、バスターミナルと市内間の移動は、現地事情に精通したドライバーが運転する借上車両、又は宿泊先が提供する送迎サービスを事前に手配することを原則とする。
- ・車両移動中は窓と鍵を閉め（タクシー等乗車中に窓が開いている場合は運転手に依頼し閉めてもらう）、交差点での信号待ちの間は周囲への注意を怠らない。
- ・夜間のバス（市内、中長距離）利用は禁止。
- ・バイクタクシーは利用禁止。
- ・船舶の利用を希望する場合は、JICA 事務所安全管理担当者に前広に相談する。

【サンパウロ市滞在に際しての留意点】

- ・JICA 事務所が定めるサンパウロ市内リスクマップに示す立入禁止地区には立ち入らない。
- ・サンパウロ市居住者以外の者がサンパウロに宿泊する場合は、JICA 事務所が認める区域内とする。（サンパウロ市リスクマップを参照）
- ・ルス駅、セ広場、レプブリカ広場周辺は訪問禁止。サンパウロ市営市場（Mercado Municipal）を訪問する場合は、往復ともタクシー等の車両を利用し、周辺地域を絶対に歩かない。

- ・近郊鉄道（CPTM、Companhia Paulista de Trens Metropolitanos）は、犯罪被害が多いため利用禁止。

【カザフスタン】

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に都市間の陸路移動及び各都市周辺部への移動の際は携行を徹底する。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
- ・夜間の都市間移動（航空機による移動を除く）は避ける。
- ・夜間の外出は最小限に留める。
- ・肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。

【モルディブ】

- ・ローミング可能な携帯電話もしくは現地 SIM 入り携帯電話を常に通話可能な状態とすること。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。
- ・出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
- ・住民島では夜間の外出は最小限に留める。
- ・住民島訪問時は肌の露出は控える等、目立たないように心掛ける。
- ・渡航開始後に旅程の変更が生じた場合、速やかに支所もしくはモルディブ支所長、企画調査員に電話連絡し、海外渡航管理システムにて渡航情報の変更を行うこと。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

74,746,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下

記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

■本案件は定額計上があります(2,601,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ウェルビーイングにかかる現地調査費用	第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容 (6) 詳細分析	2,601,000 円	現地調査のうち、ウェルビーイングにかかる現地調査費用全て(報酬0.45 人月分も含む)	報酬、直接経費(旅費その他)、一般業務費(特殊傭人費、車両関連費、旅費・交通費)

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(9) その他留意事項

ブラジル国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律サンパウロ市内は 21,900 円/泊、リオデジャネイロ市内は 25,900 円/泊、これ以外の地域は経理処理ガイドライン通りとして計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)